

## 盛岡広域環境組合規約（案）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この組合は、盛岡広域環境組合(以下「組合」という。)という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務

ア 一般廃棄物処理計画（関係市町又は関係市町が加入する一部事務組合の策定にかかわるものを除く。）の策定に関すること。

イ ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関すること。

ウ 収集運搬中継施設の設置、管理及び運営に関すること。

エ 収集運搬中継施設に集積された一般廃棄物の収集運搬中継施設からごみ焼却施設までの運搬に関すること。

オ 産業廃棄物（一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内において一般廃棄物と併せて処理することができるものに限る。）の処理に関すること。

(2) エネルギー利活用施設（ごみの焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを回収し利活用する施設をいう。）の設置、管理及び運営に関すること。

(3) 関係市町間の一般廃棄物（関係市町において一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物であって、定期的に収集され、組合が設置するごみ焼却施設で処理されるものに限る。）の収集及び運搬（ごみ焼却施設又は収集運搬中継施設までの運搬をいう。）に要する費用の負担調整に関すること。

2 前項の事務を処理する区域は、関係市町の区域とする。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、盛岡市内に置く。

## 第2章 組合の議会

（組合の議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、16人とし、関係市町の議会においてその議会の議員のうちからそれぞれ2人を選挙するものとする。

（組合議員の任期等）

第6条 組合議員の任期は、その者が関係市町の議会の議員の職にある期間とする。

2 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

(組合議員が欠けた場合の報告)

第7条 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなったとき又は死亡したときは、当該関係市町の長は、遅滞なく組合管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(組合議員の補欠選挙)

第8条 組合議員が欠けたときは、速やかにその欠けた組合議員が属していた関係市町の議会において補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の当選者決定の報告)

第9条 組合議員の当選者が決まったときは、関係市町の議会の議長は、直ちに当選人にその旨を通知し、かつ、当選人の住所、氏名及び生年月日を当該関係市町の長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた関係市町の長は、その旨を管理者に報告しなければならない。

(議長及び副議長)

第10条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

### 第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者の設置及び選出方法)

第11条 組合に、管理者1人、副管理者8人を置く。

2 管理者は、盛岡市長の職にある者をもって充てる。

3 副管理者は、盛岡市長を除く関係市町の長及び盛岡市副市長の職にある者のうち盛岡市長が指名するものをもって充てる。

4 管理者及び副管理者の任期は、その者が関係市町の長又は盛岡市副市長の職にある期間とする。

5 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

6 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときは、副管理者のうち盛岡市副市長の職にある者がその職務を代理する。

(職員)

第12条 組合に会計管理者その他の職員を置く。

2 会計管理者は、盛岡市会計管理者の職にある者をもって充てる。

3 職員の定数は、組合の条例で定める。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の職にある期間とする。ただし、後任者が選任される

までの間は、その職務を行うことを妨げない。

#### 第4章 経費及び補則

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料、その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表の割合により関係市町が負担する。

2 前項の規定により難い事由が生じたときは、組合議会の議決を経て別に定める。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

## (案)

別表(第15条関係)

区分	負担区分	負担割合	算出基準
組合設立の日からごみ焼却施設の供用開始の日の前日までの経費	均等割	100分の10	
	人口割	100分の45	当該年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数とする。
	利用割	100分の45	当該年度の前々年度における関係市町に係る焼却処理量の実績とする。
ごみ焼却施設の供用開始の日以後の経費	均等割	100分の10	
	人口割	100分の10	当該年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数とする。
	利用割	100分の80	当該年度の前々年度における関係市町に係る焼却処理量の実績とする。

## 備考

- (1) ごみ焼却施設の供用開始の日の属する年度及びこれに続く2年度の利用割の算出基準は、関係市町に係る当該年度の前々年度の焼却処理量の実績とする。
- (2) ごみ焼却施設の供用開始の日以後に生じた大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び関係市町において協議の上、別に定める。